

大分県後期高齢者医療の健康診査について

●お問い合わせ

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771
住民課 ☎0973-76-3802

大分県後期高齢者医療広域連合が行う健康診査は、糖尿病等の生活習慣病を早期発見・治療し、重症化を予防するために行われます。健康管理のために年1回の健康診査を受けましょう。

対象者

大分県後期高齢者医療の被保険者が対象です。



検診項目

広域連合が送付する受診券に記載している項目です。

日程・場所

お住まいの市町村が行う集団健診と同じ日程・会場又は広域連合の契約医療機関で受診できます。契約医療機関については、掲載している二次元バーコード又はホームページにて確認するか、広域連合又はお住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。



持参するもの

大分県後期高齢者医療の被保険者証（保険証）と、5月下旬までに送付される健康診査受診券（ピンク色のハガキ）をご持参ください。

費用

費用は年1回のみ無料です。



健診の結果に関する相談

お住まいの市町村の健康相談窓口をご利用ください。

ご長寿けんしん割

ご長寿けんしん割対象施設の旅館・ホテル宿泊時に、令和6年度の健診結果を提示することで、特典が受けられます*。

いざ、けんしん! キャンペーン

令和6年度の健康診査を受けた方の中から抽選で50名様に、4,000円相当の「お肉ギフト券」が当たります。応募の必要はありません。抽選は令和7年6月頃の予定で、当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます*。

*詳細は掲載している二次元バーコード又はホームページにて確認するか、広域連合にお問い合わせください。

認知症のこと、誰かに相談してみませんか？～認知症に関する相談窓口について～

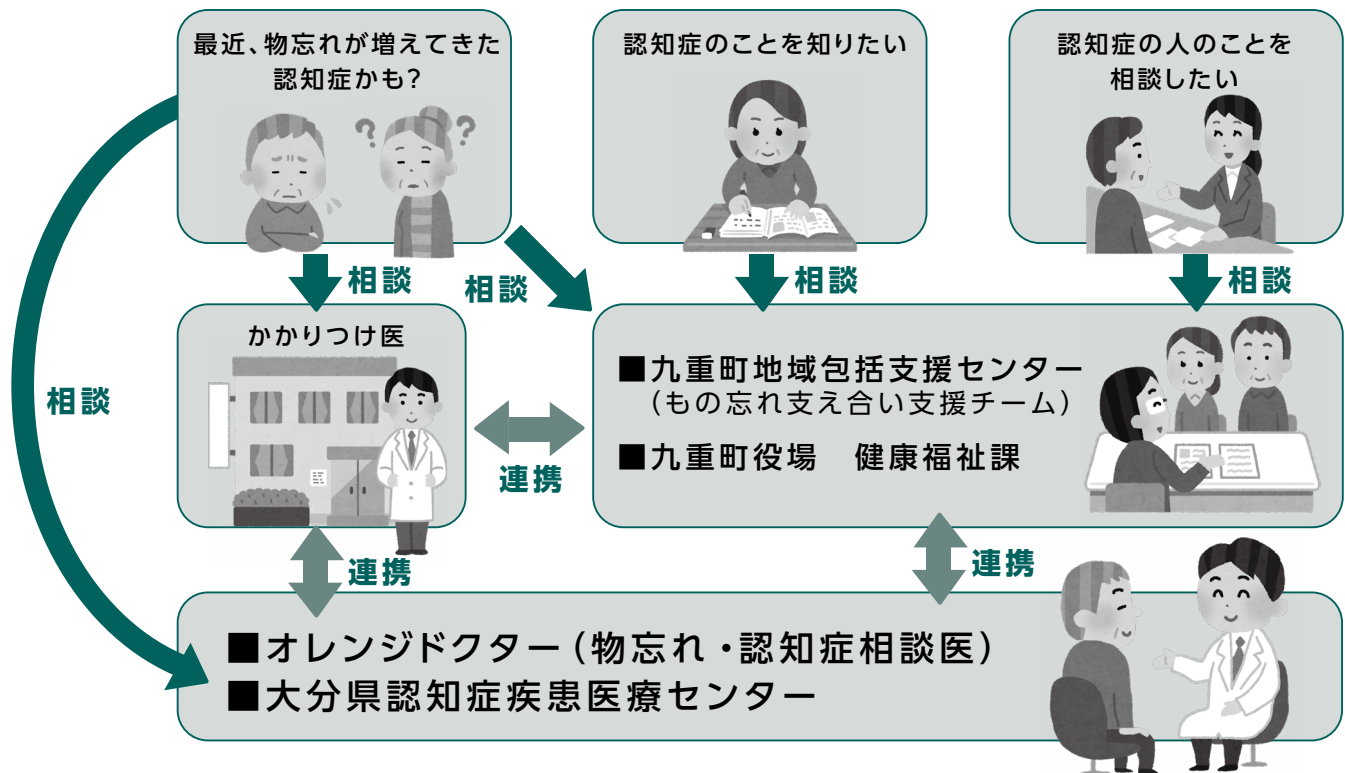
●お問い合わせ

健康福祉課 ☎0973-76-3821

九重町地域包括支援センター ☎0973-76-3863

もの忘れが気になる…、認知症にならないか心配…、介護に不安がある…など、1人で考え込んだり悩んだりしていませんか？1人で頑張りすぎないで、早めに相談することが大切です。相談は専門の相談員が対応しますので、気軽に相談してみましょう。

** 相談のながれ **



** 主な相談窓口 **

■九重町地域包括支援センター（九重町保健福祉センター内）

■九重町もの忘れ支え合い支援チーム

■認知症地域支援推進員

毎月「ものわすれ相談室」も開催しています。脳の健康度チェックも一緒に実施できますので、ご希望の方はお電話または申し込みフォームからお申込みください。

【電話 0973-76-3863 ※相談時間：月～金曜日 8時30分～17時】

■認知症の人と家族の会（大分県支部）

認知症の人とその家族が安心して暮らせる社会をめざして活動する公益社団法人です。

【電話相談 097-552-6897 ※火～金曜日 10時～15時】

■若年性認知症支援コーディネーター

専任のコーディネーターが若年性認知症に関するご本人や家族からの相談に応じます。

【電話 097-529-7588（佐藤病院内）※火～金曜日 10時～15時】

■大分県認知症疾患医療センター

地域における認知症医療の核となる専門医療機関で、九重町がある西部地区では上野公園病院が指定されています。

上野公園病院 【電話 0973-23-6603 ※相談時間：月～金曜日 9時～17時】



【申し込みフォーム】

令和6年度総合健診のお知らせ

●お問い合わせ 特定健診・受診券に関すること 住民課国保年金グループ ☎0973-76-3802
 がん検診・健診内容に関すること 保健福祉センター ☎0973-76-3838
 75歳以上の方に関すること 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

▶受診方法

	①集団(巡回)健診	②施設健診
受診場所	町での総合健診(各地区施設)	厚生連健康管理センター(鶴見病院そば)
実施期間	令和6年11月18日まで ※下記参照	令和7年2月末まで
申込方法	お申込みがお済みでない方で、希望する方は保健福祉センターまで (電話:0973-76-3838)	●大分県厚生連健康管理センターへ直接予約 (予約専用電話:0977-75-6154) ●JAを通じて予約

[九重町国民健康保険にご加入の方、75歳以上の方 ~医療機関に通院されている方へ~]

40歳以上74歳未満の方が対象の特定健診と後期高齢者の健康診査は、受診券を使うと自己負担金0円で大分県内の医療機関でも受診することができます。国保の方は5月に役場住民課より発送の『特定健康診査受診券』(封書)、後期高齢者の方は4月下旬より順次発送の『健診受診券』(ハガキ)をご確認ください。定期受診されている方も、この健診受診券を使えば、いつもの検査項目(普段の受診では検査しない項目)も無料で検査できます。

※がん検診費用の助成はありません。詳しくは九重町ホームページ「健診・検診」のページもご確認ください。➡

【九重町で受診券が使える医療機関】矢原医院(TEL:77-6121)、友成医院(TEL:78-8811)



▶集団(巡回)健診日程 受付時間(8:30~10:30)

日程	乳エコー/託児	会場	日程	乳エコー/託児	会場		
6月	4日(火)	保健福祉センター	10月	6日(日)	あり※		
	5日(水)			7日(月)			
	6日(木)		泉水コミュニティセンター	11月	17日(日)	あり※	
	7日(金)	飯田地区体育館	18日(月)				
	11日(火)	東飯田地区体育館	※乳がん検診(乳エコー)について ⇒39歳以下対象の乳房超音波検査は予約優先です。 乳房超音波検査 予約専用 二次元コード				
	12日(水)						
	19日(水)						
	20日(木)	南山田公民館					
	21日(金)						
	26日(水)	保健福祉センター				※託児について ⇒2週間前までに保健センターまでご連絡ください。	
27日(木)	あり※						



希望調査票・電話等で申込み済の方→5月中に、問診票等「検診セット」をお送りします。

申込みがお済みでない方

→受診を希望する場合は保健福祉センターまでご連絡ください。

※感染症の流行や悪天候により延期や中止する場合は、公式LINE等でお知らせします。

~5月31日は“世界禁煙デー”、5月31日~6月6日は“禁煙週間”です~

今年のテーマ「**たばこの健康影響を知ろう!~たばことCOPDの関係性**」

喫煙は、脳卒中や心臓病、慢性的な肺炎患(COPD)といった生活習慣病や、肺がんに限らず多くのがんの原因となります。また、受動喫煙によって非喫煙者の健康が損なわれることも問題となっており、九重町は県下でも喫煙習慣のある人が多いことがわかっています(特に男性)。

自分のために、周りの人のために、禁煙に取り組んでみませんか?

予防接種のお知らせ

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

▼4月1日よりおたふくかぜ（流行性耳下腺炎）ワクチンの一部助成を始めています！

助成対象者 九重町に住民票があり、1歳～小学校入学前までの者
*小学校入学前までの助成は令和6年度のみになります。令和7年度からは3歳未満までが対象になります。

助成回数・金額 1人1回限り 上限 5,000 円まで

▼令和6年度より予防接種の内容が下記のとおりになります。

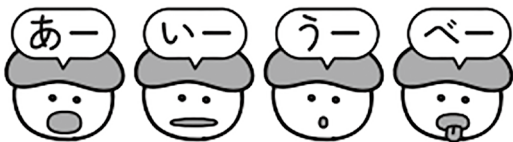
ワクチン種別	対象年齢	内容
新型コロナワクチン	・65歳以上の方 ・60歳から64歳で、重症化リスクの高い方 ^(※) (※) 心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極端に制限される方など	○接種回数・時期：年に1回、秋冬に実施 ○費用：有料（一部助成予定） *金額は現時点では未定です。決定次第、ホームページ等でお知らせします。 ○左記対象以外の方は、任意接種（全額自己負担）となります。
HPVワクチン（子宮頸がん）	小学6年生～高校1年生相当の女子 キャッチアップ接種対象者 (平成9年4月2日～平成20年4月1日生の女子)	○費用：無料 ○高校1年生、キャッチアップ接種対象の女子は令和7年3月31日までが接種期間になります。

※詳しくはホームページをご覧ください。

第3次健康このえ21計画より「歯の健康について」

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

- 6月4日～10日は歯と口の健康週間です。
- 3分間、毎食後正しい歯磨きをしましょう。
 - また、歯間ブラシ、フロスなど活用しましょう。
 - 口腔体操1日30回を目安に毎日しましょう。



外側のあて方 歯ブラシを縦にあて、縦方向に動かします。	歯と歯肉の境目 噛み合わせ面のくぼみに毛先を水平にあてます。	内側のあて方
前歯の裏側 一番奥の歯まで毛先が届くように意識しながら振動させます。	奥歯の噛み合わせ 	奥歯の内側

HIV早期発見のために検査を受けませんか？～梅毒との重複感染も増加しています～

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

6月1日～6月7日は「HIV 検査普及週間」です。西部保健所では毎月第1・3火曜日にHIV抗体検査を実施しており、6月は下記の日程で夜間検査を実施します（匿名・無料）。HIV感染症は早期に治療を開始すればエイズ発症を防ぐことができますが、発見が遅れると命に関わることもあります。早期発見のために、まずは検査を受けてみませんか？

実施日時 令和6年6月3日（月） 17:00～18:30
場所 大分県西部保健所（日田市）
検査料 無料
内容 問診・採血を行います。採血後約1時間で検査結果をお伝えします。
*夜間検査で受けられるのは HIV のみです。

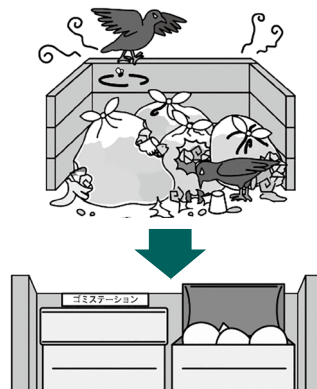
申込方法 事前に電話予約が必要です。検査を迷っている場合も、まずは電話でご相談ください。
また、受付人数に限りがありますのでご了承ください。
〈大分県西部保健所地域保健課 TEL0973-23-3133〉

既存のごみステーションを整備しませんか？

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

現在利用しているごみステーションは劣化していませんか。劣化が原因で鳥獣、犬猫、風雨被害などによるごみの散乱が見受けられます。そこで、町民の良好な生活環境の保全を図るため、ごみステーションの整備に対して補助を行っています。

- ①ごみ収集箱の既製品を購入した場合は、
2分の1以内を補助とし、30,000円を限度とする。
- ②ごみ収集箱を業者等に製作又は修繕を依頼した場合は、
必要経費の2分の1以内とし、30,000円を限度とする。
- ③ごみ収集箱を自主製作する場合は、
原材料費の2分の1以内とし、30,000円を限度とする。
- ④カラスネットを購入した場合は、2分の1以内とし、
2,000円を限度とする。



コンポストを利用しませんか？

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

生ごみに含まれる水分量は70～80%と言われています。水切りをしたり、コンポストを利用したりすることでごみの減量につながります。ごみが減ることで焼却量が減り、二酸化炭素排出の削減にもなります。生ごみ処理機(電動式)と生ごみ処理容器(コンポスト)の購入に対して補助を行っていますのでご活用ください。

※堆肥化することにより家庭菜園やガーデニングなどにも利用できます。

※生ごみが減ることでごみ出しの回数やごみ袋の購入が減ることも大きなメリットです。

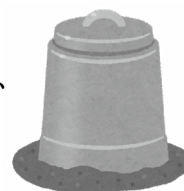
生ごみ処理機(電動式)

購入費用の2分の1以内とし、
25,000円を限度とする。



生ごみ処理容器(コンポスト)

購入費用の2分の1以内とし、
5,000円を限度とする。



消費生活相談を受け付けています

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

消費生活に関する相談や情報提供を受け付けています。自主解決に向けての助言や情報提供、状況によってはあっせんを行います。また、無料出前講座や各地区公民館での出張相談も予定しています。相談や講座の依頼など、お気軽に連絡ください(相談無料・秘密厳守)。

○主な相談内容

商品やサービスの契約でのトラブル、製品事故、架空請求、多重債務 など

○相談できないこと

個人間トラブル、労働相談、事業者の方からの相談 など

○無料出前講座

15分程度の簡単なものから60分程度の講座まで希望に合わせて実施します。

○主な講座内容

最近多い消費者トラブルについて、子どもの事故防止、幼児期からの金銭教育、スマホトラブルについて、エシカル消費について

令和6年度は「評価替え」の年です

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

「評価替え」とは？

土地の価格は変動し、家屋は年数が経過すれば価値が下がります。その動きを3年毎に見直す制度が「評価替え」といいます。具体的には、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて価格を見直すこととなっており、令和6年度がこの「評価替え」を行い、価格を見直す基準年度となります。

●土地について

土地の評価は宅地、田、畑、山林などの地目ごとに定められた評価方法に基づき、価格を算定しています。

●家屋について

家屋の評価は再建築価格(今、建てたとしたら、建築費はいくらになるか)を求め、その家屋の経過年数に応じた減価を考慮して価格を算定しています。

令和6年度固定資産税価格等縦覧帳簿の縦覧について

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することで、納税者が自己の土地・家屋の評価額と他の土地・家屋の評価額とを比較することができます。

ただし、この目的(納税者が自己の土地・家屋の評価額と他の土地・家屋の評価額との比較により適正かどうかを判断すること)以外の縦覧はできません。また、償却資産はこの縦覧の対象外です。

縦覧できる人 固定資産税(土地・家屋)の納税者
(納税者の同居親族で納税者から委任を受けた人及び納税者の代理人として委任状等を提示できる人等を含む)
※令和6年1月2日以降に所有者となった方は縦覧できません。

縦覧期間 令和6年4月1日から令和6年5月31日まで
(ただし、土・日曜日及び祝祭日の閉庁日を除く)

縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

縦覧場所 九重町役場 税務課

※土地の納税者は土地の縦覧帳簿、家屋の納税者は家屋の縦覧帳簿、両資産の納税者は土地・家屋両方の縦覧帳簿の縦覧ができます。

注意:資産の所有者であっても納税者でなければ縦覧できません。

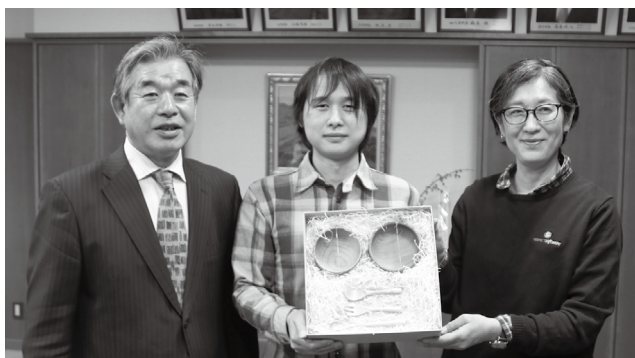
この帳簿は縦覧のために作成されたもので、所有者情報は記載されていません。

出産祝い記念品を贈呈します

●お問い合わせ

子育て支援課 ☎0973-76-3828

農林課 ☎0973-76-3804



(左から)日野町長、後藤文生さん、戸高朋子さん

令和6年4月2日以降に出生するお子さん（保護者）に対し、県産木材を使用し町内の木工作家が作成した木製食器（5点）にお子さんの名前を入れた品を贈呈します。

この取り組みは、次代の社会を担うお子さんの出生をお祝いし、自然由来の木製食器を贈呈することで、九重町からのお祝いのメッセージとするとともに、安心安全な木製食器をご利用いただくことで、お子さんや保護者の皆様が森林環境を始めとする自然環境への関心を持っていただくことを目的とし、森林環境譲与税を活用した取り組みのひとつとして実施するものです。

「こどもまんなか 児童福祉週間」について

こども家庭庁では、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、こどもたちの健やかな育成について国民全体で考えることを呼びかけています。令和6年度は「すきなこと どんどんふやして おおきなあれ」を標語に掲げ、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を実施します。

詳細につきましてはこども家庭庁が開設しているサイトをご覧ください→



令和6年度営農計画書の提出はお済ですか？

●お問い合わせ

農林課 ☎0973-76-3804

営農計画書とは「水稻生産実施計画書及び経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書」のことを言います。営農計画書により九重町内の水稻生産状況や農地の状況を把握するための資料となるほか、各種交付金の基礎資料としての役割があります。

農地を所有されている方で、今年度まだ提出されていない場合はお早めにご提出をお願いします。

また、耕作していない場合も提出をお願いします。（営農計画書は「水稻共済加入意思確認書」を兼ねています。）

【提出期限：令和6年5月31日（金）】

【提出先：役場1階 農林課窓口】

※営農計画書は3月下旬に郵送しています。

※同封の返信用封筒をご活用ください。

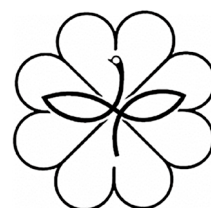
5月は「民生委員・児童委員」強化月間です。

●お問い合わせ

健康福祉課 ☎0973-76-3821

5月12日は、民生委員・児童委員の活動を地域の皆様に知っていただくため、全国民生委員児童委員連合会が定めた「民生委員・児童委員の日」です。

九重町には、37名の民生委員・児童委員と子どものことを専門に担当し活動する4名の主任児童委員がいます。地域の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



民生委員・児童委員のマーク

幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

松岡台住宅

住 所： 九重町大字右田3150番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け4戸(3LDK)
 高齢者向け1戸(2DK)
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円/月



町
営
住
宅

青山住宅

住 所： 九重町大字右田785番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け2戸(3LDK)
 高齢者向け1戸(2LDK)
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円/月



豊後中村住宅

住 所： 九重町大字右田687番地
募 集 戸 数： 一般世帯向け2戸(3LDK)
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円/月



募集期間：令和6年5月16日(木)～5月31日(金) 午後5時まで

- 入居予定日：令和6年7月1日(月)から
- 敷金(入居時住宅使用料の3月分)を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後、共益費が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は建設課(役場2階)に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。



▲九重町HP

申
込
み
コ
ス
ト

逝去者名簿の掲載について

●お問い合わせ 情報デジタル推進課 ☎0973-76-3874

広報このえ7月号で配布しています「逝去者名簿」(初盆家庭名簿)は、「死亡届に係る情報提供書」で掲載を希望された方の情報を掲載しています。掲載の有無について変更を希望される場合や、掲載希望の有無について不明な場合は、九重町役場にてご確認ください。

【変更期限：6月21日(金)】

入札関連手続(物品・役務)の電子化・資格登録について

●お問い合わせ

総務課 ☎0973-76-3800

令和6年4月から大分県内では『大分県共同利用型電子入札システム』が導入されており、九重町においても令和6年10月から物品・役務に関する電子入札の運用を開始する予定です。

九重町の入札に参加を希望する事業者は入札参加資格申請が必要になります。

申請方法については大分県が開設しているサイトで確認をお願いします。

『《大分県・市町村共同事業》入札関連事務電子化(物品・役務)特設サイト』

<https://www.pref.oita.jp/site/buppin-nyusatsu-denshika/>

共同受付センター

連絡先：097-506-2831

申請受付予定日

令和6年6月1日～

令和6年7月31日



安心・安全な町づくりを目指して

●お問い合わせ

危機管理・防災安全課 ☎0973-76-3801

消防団の消火活動等をより安全に行うために宝くじコミュニティ助成事業を利用して消火活動用防火外套一式を購入しました。

この防火外套とは、火災現場で着用するもので熱に強く、切れたり破れにくい素材で団員を炎などから守るための資機材になります。



シリーズ『障がい福祉』

(100)

特別障害者手当・障害児福祉手当をご存じですか

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

特別障害者手当 月額／28,840円(毎年改定有)

◎対象者／著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方(おむね身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1A2程度の障害が重複している。または、これらと同等の障害や疾病、精神障害があり、常時介護を必要とする方)

障害児福祉手当 月額／15,690円(毎年改定有)

◎対象者／著しく重度の障がいがあるため、常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の方(おむね身体障害者手帳1級と2級の一部、療育手帳A1A2、これらと同等の疾病、精神障害があり常時介護を要する方)

※施設に入所している方、3カ月を超えて継続して入院している方は受給できません。

※本人又は扶養義務者の所得要件があります。

※対象要件に該当するかどうかは担当課までお問い合わせください。